

大阪歴史博物館XR難波宮に関するプロポーザル実施要項

次のとおり、大阪歴史博物館XR難波宮にかかる公募型企画提案プロポーザルを実施する。

1. 委託業務名

大阪歴史博物館XR難波宮作成業務委託

2. プロポーザルの趣旨

本業務は、当館に保存されている難波宮の遺構を、デジタル技術を用いてわかりやすく来館者に示すことを目的とする。

当館敷地および周辺には難波宮の遺構が保存され、各所に表示がされている。しかし、表示が見つらく、当時の様子もイメージできないため、来館者に遺跡の存在を周知できていない。この問題を解消するため、平成24年にアプリ「AR難波宮」を制作したが、アップデートが困難となり、現在では当館保有の端末以外では使用できない。本業務は「AR難波宮」の資産を継承し、それを発展させたものである。

建物の3D復元モデルの表現手法および、モデルのXRでの活用方法については様々な手法があり、それぞれに長短がある。以上の状況から、あらかじめ定めた条件下において各社から多様な提案を受け、審査を行うプロポーザル方式によって選定し、選定した業者と契約を締結する。

3. 業務内容

別紙仕様書のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 契約上限金額

金5,000,000円（消費税込み）

6. プロポーザル参加資格要件等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び、同要綱別表に掲げ

るいずれの措置要件にも該当しないこと。

(3) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。

(4) 国税および市町村税のいずれについても未納がないこと。

7. スケジュール

①公募開始	令和5年6月12日(月)
②現地説明会参加申込期限	令和5年6月30日(金)
③現地説明会	令和5年7月4日(火)
④質問受付締切	令和5年7月10日(月)
⑤質問回答	令和5年7月14日(金)
⑥参加申請書類の提出期限	令和5年7月21日(金)
⑦参加結果通知	令和5年7月26日(水)
⑧企画提案書の提出締切	令和5年8月4日(金)
⑨プレゼンテーション審査	令和5年8月10日(木)(予定)
⑩選定結果通知	令和5年8月下旬(予定)

8. 現地説明会の開催

(1) 開催日時

令和5年7月4日(火) 午前10時から開催(予定)

(2) 開催場所

大阪歴史博物館1階 正面入口前(アトリウム内) 集合(大阪府中央区大手前4-1-32)

(3) 内容

対象となる10階、1階、地下1階を案内する。その際、当館が作成した「AR難波宮」を実地に確認する。

(4) 申込方法

現地説明会に参加しようとする者は、別紙「公募型プロポーザル現地説明会参加申込書(様式1)」を当館ホームページ(<http://www.mus-his.city.osaka.jp/>)からダウンロードのうえ、申込期日までに「18. 提出先・問い合わせ先」へ電子メールで提出すること。

※郵便、持参、電話、口頭による申込みは受け付けない。

※当日の参加者は1事業者あたり2名までとする。

(5) 申込期限 令和5年6月30日(金) 午後5時まで(必着)

※申し込みのない者は、説明会への参加は認めない。

(6) その他

現地説明会への参加はプロポーザル参加申請にあたっての必須条件ではないが、できる限り参加すること。

9. 質問書受付・回答

(1) 質問書受付期間

令和5年6月12日(月)から令和5年7月10日(月)午後5時まで(必着)

※別紙「質問書(様式2)」を「18. 提出先・問い合わせ先」まで電子メールにて提出すること。

※受付期間以降に届いた質問および郵便・持参・電話・口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

令和5年7月14日(金)午後5時に当館ホームページにて公開(予定)。

10. プロポーザル参加申請書類の作成および記載上の留意事項

(1) 応募書類【各1部】

ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式3)

イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

ウ) 会社概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)

エ) 受託業務実績報告書(様式5)

オ) 使用印鑑届(様式6)

カ) 印鑑証明書

キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書

ク) 最新の事業年度の法人税と所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書

ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の3でも可))

※カ〜ケについては、申請時点で発行から3か月以内のものであること(写し可) ※ク及びケは、「未納の額が無いことがわかるもの」であること

※参考納税証明書について

【国税の納税証明書】

取得方法については、国税庁ホームページおよび参加申請者の現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で確認すること。

- ・「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」(納税証明書「その3の3」)

【市町村民税の納税証明書】

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。申請する法人(納税義務者)が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

(2) 提出期限 令和5年7月21日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

郵送等（書留郵便等、配達記録が残るもの）により「18. 提出先・問い合わせ先」まで送付すること。持参は受理しない。また、封筒の表に「大阪歴史博物館XR難波宮作成業務参加申請書在中」と朱書きすること。また提出された書類は一切返却しない。

11. プロポーザル参加資格審査結果通知

(1) 参加申請の提出書類によりプロポーザル参加資格を審査し、資格を確認できた者に対して、結果通知を次のとおり電子メールにて送付する。

通知日 令和5年7月26日（水）午後5時（予定）

(2) 参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して送付する。

12. 企画提案書等の作成および記載上の留意事項

(1) 企画提案書類【原本1部 写10部】

提案書の様式は自由とする。様式はすべてA4判とすること。

注：正本と、その複写を合わせて11部作成すること。また、散逸等防止の為、提出書類はA4判にまとめ、1部ずつ紙ファイル等を利用し綴じること。但し副本の書類等には、提出者名を記入しないこと。

①企画提案書（様式7）

②提案書（様式は自由 A4判）

仕様書記載の各業務について、提案項目ごとに具体的に記載すること。図面の使用も可とする。

ア) 法人としての業務遂行力・実施体制

イ) 博物館や類似施設等における同種業務の遂行実績

ウ) 工程のスケジュール

エ) その他提案事項（本件を履行するにあたって効率的効果的に進めるための提案）

③経費見積

個々の建物復元データ制作の明細、内製化のためのマニュアル制作費、その他必要経費など項目ごとにまとめること。

(2) 提出期限 令和5年8月4日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

郵送等（書留郵便等、配達記録が残るもの）により「18. 提出先・問い合わせ先」まで送付すること。持参は認めない。また、封筒の表に「大阪歴史博物館XR難波宮作成業務企画提案書在中」と朱書きすること。また提出された書類は一切返却しない。

13. プレゼンテーション審査

(1) 実施日時 令和5年8月10日（木）（予定）

(2) 実施場所

大阪府中央区大手前 4-1-32 大阪歴史博物館

(3) 実施にあたっての注意点

- ・プレゼンテーションの当日に、資料等を追加で配布することは不可とする。
- ・プレゼンテーションの時間は、1社につき15分程度（質疑応答を除く）とする。
- ・プレゼンテーションへの参加人数は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・企画提案書類について、期限までに必要部数を提出先まで提出しなかった場合は、選定から除外する。

14. 選定基準・方法

(1) 評価方法

企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき、提案内容の企画面と経費見積面を採点する。選定は非公開とし選定内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 評価及び配点基準

①企画点（90点）

ア) 法人としての業務遂行力・実施体制	5点
イ) 同種業務の遂行実績	10点
ウ) 建物復元方法の提案	15点
エ) XRのための提案	20点
オ) プラットフォームについての提案	20点
カ) 内製化に関わる提案	10点
キ) 工程のスケジュール	5点
ク) その他提案事項（本件を効率的効果的に進めるための提案）	5点

②経費見積点（10点）

個々の建物復元データ制作の明細、内製化のためのマニュアル制作費、その他必要経費など項目ごとにまとめること。

(3) 合計点が最も高い提案者が2人以上（同点）の場合の対応

①企画点、見積点が異なる場合

企画点が高い提案者を事業予定者とします。

②企画点、見積点が同じ場合

経費見積の価格が低い提案者を事業予定者とする。

③参加者が1者である場合の取り扱い

プロポーザル参加者が1者のみの場合においても、審査の結果、評価点が60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を事業予定者とする。

15. 選定結果の公表及び通知

プレゼンテーション終了後、評価点が最も高い事業者に結果を連絡する。また、選定結果を大阪歴史博物館ホームページ <http://www.mus-his.city.osaka.jp> にて掲載する。
(電話等による問い合わせに回答しない。)

16. 契約手続き

(1) 契約の締結

選定された事業予定者は、企画提案書に基づき、当機構と詳細な内容について協議を行い、正式な業務委託仕様書及び経費見積書を提出のうえ、法人の定める予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 失格要件

事業予定者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、法人は審査結果等にかかわらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができるものとする。

①提出された提案書が次の要件のいずれかに該当する場合

- ア. 応募資格のない者が提案した企画提案書類
- イ. この要項に定める提出方法、期限に適合しない企画提案書類
- ウ. 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案書類
- エ. 虚偽の内容が記載されている企画提案書類
- オ. 他者の著作権を侵害する企画提案書類

②本業務委託契約締結前に大阪市において指名停止となった場合

③参加資格要件を満たさない事由が発覚した場合

④選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めた場合

⑤その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(3) 次順位者の繰上げ

事業予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて評価点合計が次順位以下となった提案者のうち、評価点合計が上位であった者から順に当該業務委託の交渉を行うことができるものとする。

17. その他

(1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案書提出者の負担とする。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 企画提案書の取扱い

- ① 提出された企画提案書は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- ② 提出された企画提案書は返却しない。
- ③ 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書は、本手続以外に参加希望者及び企画提案者に無断で使用することはない。但し、公平性、透明性および客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。

(7) 契約に当たっては、提出された企画提案書のすべてを採用するものではない。

18. 提出先・問い合わせ先

〒540-0008

大阪市中央区大手前4丁目1-32

大阪歴史博物館

電話：TEL:06-6946-5728

FAX：06-6946-2662

メール：soumu@mus-his.city.osaka.jp